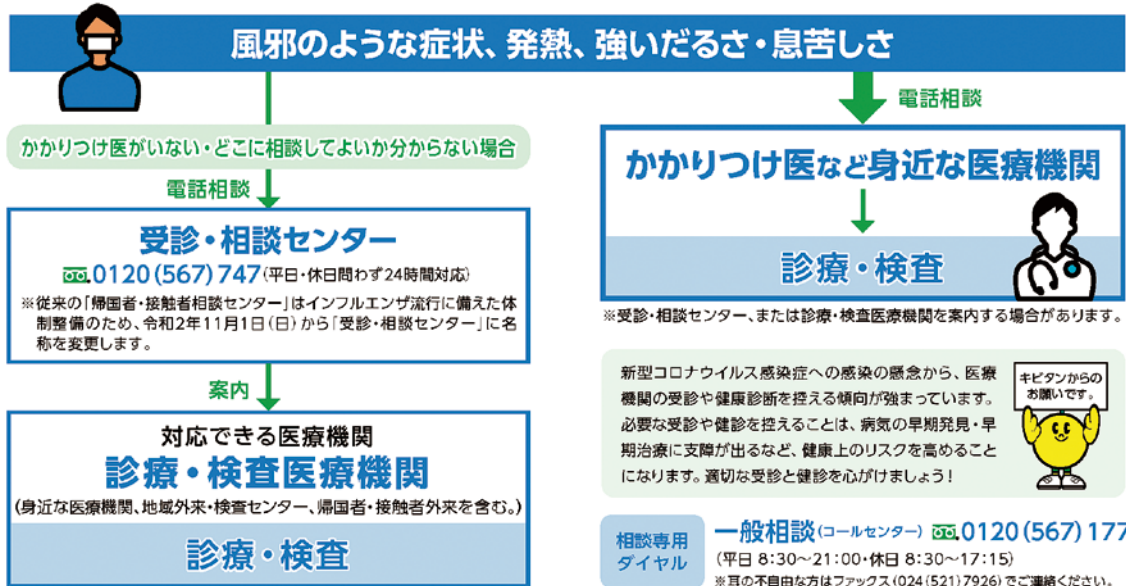


# 新型コロナウイルス相談窓口

発熱等の症状がある方は、**まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話でご相談ください。**  
 かかりつけ医がない方、またはどこに相談してよいか分からない方は、「**受診・相談センター**」にご相談ください。



## コロナ禍減収も補償対象！収入保険について ～あらゆるリスクを補償する農業者のための保険～

### 〈補償の対象〉

自然災害、市場価格の下落、災害で作付け不能、けがや病気で収穫不能、倉庫の浸水被害、取引先の倒産、盗難や運搬中の事故など

※新型コロナウイルス感染症の影響による価格下落などにも対応しています。

### 〈加入できる方〉

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

### 〈申込期限〉

12月末まで

### 〈補償内容〉

保険期間の年収が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

保険方式(掛け捨て)と積立方式(掛け捨てでない)の組み合わせができます。

### 〈補償例〉

基準収入1,000万円の場合、保険方式の保険料7.8万円、積立方式の積立金22.5万円、付加保険料2.2万円で、最大810万円の補てんが受けられます。

※補償額に上限を設けることで、最大4割安い保険料で加入できるタイプもあります。

### 〈福島県独自の保険料助成制度があります〉

令和3年から収入保険に初めて加入される方で、新型コロナウイルス感染症などの影響により、令和2年の農業収入が過去の収入と比較して10%以上減少した方は、加入者が負担する保険料の1/3を助成します。

☎農業共済組合郡山田村支所田村出張所

☎82-0249